

## **[事案 27-88] がん診断保険金支払請求**

・平成 27 年 10 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

免責期間内のがん診断確定であったことを理由に、がん診断保険金が支払われなかったことを不服とし、その支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 26 年 3 月、住宅ローン融資を受けた金融機関を契約者とするがん診断保険金特約付団体信用生命保険に被保険者として加入したが、以下の理由により、がん診断保険金を支払ってほしい。

(1)平成 26 年 6 月に急性骨髄性白血病と診断されたため、がん診断保険金の支払いを請求したところ、平成 26 年 3 月の融資実行日から 90 日不担保規定により免責期間内のがん診断確定であるとして支払いを拒否された。

(2)不担保規定の 90 日の起算日は、責任開始日の融資実行日ではなく、本来健康告知日にすべきであり、申立人が加入申込と告知を行った日からがん診断確定日までの期間は 157 日間であるので、90 日不担保規定は適用されない。

### **<保険会社の主張>**

約款に定める 90 日不担保規定の 90 日の起算日（責任開始日）は、金融機関との協定書により融資実行日または引受保険会社が加入を承諾した日のいずれか遅い日と定めており、**本件**では、責任開始日となる融資実行日から、がん診断確定日までの期間は 82 日間であったため、90 日不担保規定が適用されるので、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人は、事情聴取の実施を希望しなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、約款および協定書の規定によると、本件の責任開始日は融資実行日以前となることはなく、申立人の診断確定日は責任開始日から 82 日以内となり 90 日不担保規定が適用されるので、保険会社の不支払いの対応は正当であったといえること、債務者の生計の安定を図るという本特約の目的に照らして、融資実行日を 90 日の起算日とすることには合理性があるといえること、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。